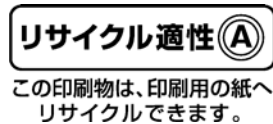


令和4年第三回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 漢 人 あきこ



## 質 問 事 項

- 一 都市計画道路小金井2路線と都市計画マスタープランについて
- 二 個人情報保護法と地方自治について
- 三 障害者の地域生活移行について
- 四 パートナーシップ制度と第二期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について
- 五 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて
- 六 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる汚職事件について

一 都市計画道路小金井2路線と都市計画マスタープランについて

2012（平成24）年3月に策定された「小金井市都市計画マスタープラン」の「幹線道路の整備方針」の項において、「都市計画道路3・4・11号線（連雀通り以南）は、整備済み・着手路線との連続性や駅周辺へのアクセス動線の確保を勘案して、東京都に対して整備推進を要望するなど、道路整備を計画的に進めます。」とし、「3・4・1号線」については「国分寺崖線のみどりの保全を勘案し、（中略）3・4・1号線に関しては一定区間での路線変更などの可能性を検討します」としました。

その後「3・4・11号線（連雀通り以南）」と「3・4・1号線」は2016（平成28）年3月第四次優先整備路線に選定されました。

選定を前後し、パブコメ、署名などで小金井市民から国分寺崖線、湧水、野川など生態系豊かな、都市部では奇跡的に残った貴重な自然と景観を損なうとの疑念の声が強く表明されてきました。市議会はこの間11本の中止・見直しの意見書を東京都に提出、5党派7名の市議は今年2022年5月に都庁で都市整備局および建設局の担当課長などとの面談を行い、中止・見直しを強く要請しました。

小金井市長は、無作為抽出の「市民アンケート」で「国分寺崖線や野川の自然環境、景観への影響に対する多くの市民の懸念などが示された」ことを受けて、2020（令和2）年5月27日に都知事に対して要望書を提出しています。その内容は、「3・4・11号線」について「建設の是非も含め、市民の理解の進展が十分であるとは言えない状況にあり、現時点では事業化に賛同いたしかねます」「私、小金井市長が了解できない状況下での事業化は進めないように求めます」とし、「3・4・1号線」については「見直し」を求めています。前年10月に続く再度の要望書の提出です。

第四次優先整備路線から6年半が経過し、小金井市民の「3・4・11

号線」「3・4・1号線」についての民意が「中止・見直し」であることはすでに明白になっています。

このような民意は、3年近くにもわたる策定委員会の検討審議、2度のパブリックコメント、市民説明会、市議会での検討などを通じて本年8月改定の「都市計画マスタープラン」に反映されることになりました。

改定された都市計画マスタープランでは「都市計画道路の整備方針」は以下のように改められました。

「（1）都市構造を支え、人・モノが円滑に移動できる道路網の整備

①都市計画道路の整備方針

- ・東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び国分寺崖線（はげ）、野川、玉川上水及び都市公園など自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を計画的に進めます。
- ・長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。」

小金井市長は、市議会での都市計画マスタープランについての質疑において「道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。」の対象に優先整備路線（「3・4・1」「3・4・11」）の2路線について、「長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路に2路線も含まれるかとのご質問でございます。私の考え方を踏まえた2路線を含む表現であります。」（小金井市議会全員協議会2021年12月21日）と答弁しています。

以下質問します。

- 1 小金井市の新しい都市計画マスタープランでは、「長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。」とされ、小金井市長は「長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路」は「2路線を含む表現」と市議会で答弁しています。他の市区町村の都市計画マスタープランで、優先整備路線に指定されている路線も含めて「検証・見直し」が明示されているケースはありますか。
- 2 小金井市の新しい都市計画マスタープラン作成に当たって、市は2021年12月に素案のパブコメに合わせて意見照会を行っています。「都市計画道路の整備方針」に関して、都の示した修正案と、市の対応方針を示してください。
- 3 小金井市の新しい都市計画マスタープランの「都市計画道路の整備方針」についての東京都の評価を示してください。
- 4 小金井市の新しい都市計画マスタープランでは「東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い」と小金井市は東京都との連携を求めています。東京都としての対応はどうされますか。
- 5 小金井市の新しい都市計画マスタープランでは、「整備推進」とされていた「3・4・11号線」が、「検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます」となりました。これについての見解を伺います。

## 二 個人情報保護法と地方自治について

- 1 個人情報保護委員会の機能と権限について

ア 個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）は、その第五章『行政機関等の義務等』などにおいて、地方公共団体における個人情報の取り扱いについて規定しています。

同法に基づいて地方公共団体が行う事務は、地方自治法における「自治事務」と理解してよいですか。

イ 都は、個人情報保護法による「個人情報保護制度の一元化」の結果として、「個人情報制度全般の有権解釈権が国に帰属、都は国の定める『ガイドライン』に沿った事務処理に移行」という認識を示しています（東京都情報公開・個人情報保護審議会 2021.5.31 資料4）。

「個人情報保護制度全般の有権解釈権が国に帰属」と説明されていますが、個人情報保護法に基づいて地方公共団体の事務とされた事務についても、同法の解釈権は個人情報保護委員会に帰属するという趣旨ですか。

ウ 上記資料では「都は国の定める『ガイドライン』に沿った事務処理に移行」とされています。

この「ガイドライン」（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））は、「本ガイドラインのうち、地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言としての性格を有するものである。」としています。「性格を有する」との表現は法的には極めてあいまいなものですが、「ガイドライン」が地方自治法第245条の4の1項に定める技術的助言に該当するのかどうか、都の認識を伺います。

エ 「ガイドライン」はまた、みずからを「技術的助言」になぞらえる一方で、「本ガイドラインの中で、『しなければならない』、『してはな

らない』及び『許容されない』と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある」と記しています。その中には、この間、自治体が条例に基づいて進めてきた保護の仕組みに深く関わるものもあり、例えば、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」とし、定めた場合には違法になる恐れがあるとしています。個人情報保護委員会は、自治体独自の保護規程を違法であるかを見なす見解をこの他にも様々なかたちで明らかにしています。

個人情報保護委員会は、自治体が個人情報の保護のために独自措置を条例上に規程することについて、その違法性、適法性を判断する権限を有しているのですか。また、有しているとした場合、法のどの条文に基づいて「法違反と判断される」と主張しているのですか。都の認識を示してください。

オ 地方自治法に基づく「技術的助言」について、総務省は次のように述べています（2011. 7. 12『今後発出する通知・通達の取扱いについて』）。

「地方公共団体が行う事務に対し、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、技術的助言として発出しようとする通知については、地方公共団体にとって必要な事項となっているかどうかその内容を検証し、同法の趣旨を踏まえ、必要な最小限度のものとなるよう徹底を図るとともに地方公共団体の自主性及び自立性に配慮すること。」

地方公共団体が自治事務として処理すべき事務に関し、個人情報保護委員会がその「違法」性に言及するだけでなく、「してはならない」

「許容されない」などと自治体を拘束しようとするのは、この「ガイドライン」の法的な位置づけのあいまいさも含め、地方自治法と地方自治の本旨に反する恐れが強いと考えますが、都としての認識を伺います。

## 2 自治体独自の保護規定について

ア 都は、先に紹介した情報公開・個人情報保護審議会資料において、「条例で独自の保護措置の規定も可能だが、国に対する届出義務が課され、国は、『勧告』等により地方公共団体への関与が可能となる。」と述べています。「条例で独自の保護措置の規定」が可能であるという認識に変わりはありませんか。都として、この場合の「保護措置」にはどのようなものを想定していますか。個人情報保護法が条例化することを明示的に委任もしくは許容している事項以上に、個人情報の収集、外部提供、目的外利用等に関して、各自治体が条例で規定してきた様々な保護措置について、個人情報保護法のもとでも法的には可能であると都は認識していると理解してよいですか。

イ 個人情報の本人からの取得の原則、目的外利用・外部利用の原則禁止、第三者機関である審議会によるチェックを前提とした例外規定など、個人情報の保護のために自治体の条例の多くが採用してきた原則は、「自己情報コントロール権」と言われる権利を実現する努力の結晶であり、都内各自治体は、こうした努力の先陣を切ってきました。この条例に支えられた信頼を基にはじめて、住民は極めて膨大な個人情報の管理と活用を自治体の手になんて委ねてきたと言えます。

個人情報の利活用とそのため一般的な規範・ルール作りが求められる時代だからこそ、「自己情報コントロール権」の確立が理念的にも法的にも求められていると考えますが、この点についての都として



の基本的な認識を示してください。

### 三 障害者の地域生活移行について

#### 1 地域生活移行に関する基本的な姿勢、考え方について

『障害者・障害児施策推進計画』は、三つの基本理念の一つとして「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を掲げ、「障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。」とうたっています。また、施策目標Ⅱとして「入所施設・精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。」と記しています。地域生活への移行、自立した地域生活の実現は、障害者の権利の確立と差別の解消、社会的な包摂を実現するための核心的な課題の一つであるという問題意識のうえで、以下、質問します。

ア 「地域生活」とはそもそもどのようなものとして語られているのですか。「地域」、「地域生活」、「自立した地域生活」と語られる時の「自立」とは何を意味するのですか。都としての基本的な認識を伺います。

イ 「入所施設・精神科病院」との対比で「地域生活」が語られることが多いですが、入所や入院はしていなくとも、親元で親の保護と責任の下に生活せざるを得ない多くの成人障害者が置かれた状況は「地域における自立」とは言えないと思いますが、いかがですか。

#### 2 「地域生活への移行」の取り組みについて

ア 施設入所者数とそのうち都外施設入所者の人数、及び、第四期、第

五期計画期間中の福祉施設入所者の地域生活への移行についての目標と実績を示してください。

イ 第四期、第五期と目標を大きく下回っています。それだけでなく、2019年度中に新たに376人が施設入所し、そのうち4割以上が都外施設に入所しています。地域生活への移行が進まず、むしろ都外施設に多くの新規入所が続いていることに対する基本的な課題認識を伺います。

### 3 グループホームについて

ア グループホームは「地域居住」と言われ、地域生活への移行の柱として位置づけられてきました。グループホームはどのような点で「施設」ではなく「居住」と位置付けられるのですか。障害当事者の権利、地域における自立という視点から見た、施設とグループホームの違いを示してください。

イ 第五期の新規整備目標2,000人定員増に対して2,799人、約4割の超過達成となっています。この結果に対する評価を伺います。また、経営主体別の整備状況を示してください。第六期計画における整備目標として2,500人分の増を掲げていますが、この数字の根拠を示してください。

### ウ 類型別の実績について

a サテライト型のグループホームは2022年3月1日時点で189室となっています。第六期での目標と、サテライト型から一般住居への移行の状況を示してください。

b 都は独自に通過型グループホームを位置づけています。その趣旨と、直近での通過型の指定実績（精神、知的の内訳）を示してください。

エ グループホームにおける重度障害者の受け入れ状況について

東京都の体制強化支援事業の補助を受けているユニット数とその推移、及び当該ユニット入居者の支援区分別人数を示してください。また、第六期における重度障害者の受け入れ目標とその実現のための課題を伺います。

オ 都営住宅を利用したグループホームについて

- a 整備状況（団地数、居室数）と、広がっていない理由を示してください。
- b 都営住宅は応募倍率がきわめて高く一般の入居自体が困難な中で、どのようにグループホームのための居室を確保するのですか。現時点で「使用可能な都営住宅」はどの程度、存在するのですか。
- c 第六期での整備目標を示してください。

4 一般住居での自立生活について

ア グループホームでの共同生活ではなく一般住居での自立生活を選択することも、障害の程度がどんなに重度であっても保障されるべき基本的な権利だと考えますが、都の基本的な認識を伺います。

イ 地域生活への移行を促進するために新たに給付化された地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助について

- a 地域移行支援、地域定着支援は、親元からの自立の場合も利用できますか。それぞれの給付実績とその評価、第六期での目標を示してください。
- b 自立生活援助利用者は2021年4月で221人、2022年4月が225人となっています。このうち知的障害者は何人ですか。

ウ 特に重度の障害者の地域生活を支える柱となる給付の一つである重度訪問介護について、利用者数とその推移、そのうち知的障害のある

利用者の人数を示してください。

エ 地域相談支援などが地域生活への移行を促進するものとして期待されている一方、地域生活を営む障害者の自立生活を支える核となることを期待されているのが地域生活支援拠点です。

地域生活支援拠点を整備済みの自治体数とそのうち多機能拠点型を整備している自治体数を伺います。

#### 5 パーソナル・アシスタント制度について

ア 地域での自立生活の今後を考える際に、障害当事者の主体性や自己決定を尊重した支援の在り方は重要な課題の一つです。この点で、いわゆる「パーソナル・アシスタント制度」に関する議論が広がりつつあります。都としての基本的な認識と評価を伺います。

イ 障害者施策推進区市町村包括補助事業の中で障害者（児）に対する介護人派遣等に係る事業を実施している都内自治体数と補助実績、及び実際の事業の状況について、いくつか例を示してください。

### 四 パートナーシップ制度と第二期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について

#### 1 パートナーシップ制度について

11月1日から東京都パートナーシップ宣誓制度が始まります。東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下、人権尊重条例）に基づき「多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため」に実施されるものです。この制度がさらに性的マイノリティの人権向上につながるものとなるよう、今後に向けて検討すべき課題および現状について、以下質問します。

ア パートナーシップ関係の証明に「知事への宣誓」というハードルを課すべきではなく、届出で十分ではないでしょうか。届出のみによるパートナーシップ制度としませんか。

イ 異性間の事実婚も含む、生きづらさや困難を抱える人に対象を広げませんか。同性間に限定した制度としないことで、パートナーシップ制度利用者イコール性的マイノリティであるとの意図せぬカミングアウトを防ぐことにもなります。

ウ 子どもの名前を記載するだけでなく、希望があれば子どもも含む家族関係を証明するファミリーシップ制度とする方向性を検討課題としませんか。

エ オンライン手続きを原則とした制度としていますが、窓口での手続きを積極的に希望する場合があります。オンラインか対面かを申請者が選択できる制度としませんか。

オ 先行実施自治体（都内基礎自治体および都外基礎自治体と道府県）との連携を積極的に図り、広域的な取り組みとしていくことが重要です。現状と今後の方針について伺います。

## 2 第二期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について

人権尊重条例に基づいて、2019（令和元）年12月に策定された東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の改定が年度末に向けて進められています。第二期計画の策定について、以下質問します。

ア パブリックコメントの実施など、策定までのスケジュールを示してください。

イ 9月8日の第10回人権施策に関する専門家会議の資料「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画に掲げる施策等の取組状況」について伺います。

- a 事業者向け研修の受講団体は203団体と報告されていますが、「LGBTフレンドリー宣言」事業所は20しかありません。パートナーシップ制度の施行に伴い、具体的な連携・協力を求めることも含めて宣言事業所の積極的な拡大をめざすべきだと思いますが、いかがですか。
- b 教職員向け指導資料「人権教育プログラム」には、今年4月から「混合名簿」への見直しが明記されました。具体的な配慮事例として取り組み状況および第二期計画に掲載しませんか。
- ウ 第一期計画策定時から、性的指向を理由とする人権侵害の救済のための専門機関の設置が求められてきました。次期計画に向けた取組の方向性にも含まれていませんが、なぜですか。
- エ 人権尊重条例は、東京2020オリンピック大会を契機につくられましたが、人権尊重の理念は、本来、国際人権章典及び日本国憲法に基づいて定められるべきものです。条例名および目的について見直し、「人権尊重の理念の実現を目指す条例」とすることを検討課題としませんか。
- オ 性的マイノリティへの配慮から不要な性別欄をなくす方向性にあると思いますが、一方で、性別など属性による差別を是正する政策に生かすため必要なデータを取得するための性別欄は必要です。性別欄のあり方についての方針を示してください。

## 五 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて

都が進める太陽光発電設備設置義務化について、太陽光パネルが中国による人権侵害が指摘される新疆ウイグル自治区製が多いと指摘されています。

す。都はこれに対して、国内メーカー等の状況把握に努めるとともに、人権問題がグローバルなサプライチェーンでの課題であることを鑑み、国が策定した「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」（以下、人権尊重ガイドライン）を踏まえた事業活動を推進していく、との姿勢を示しています。

- 1 太陽光パネルの製造過程に関して、人権尊重ガイドラインを踏まえた事業活動の推進として、都は具体的にどのようなことを行うのですか。
- 2 人権尊重ガイドラインを踏まえた事業活動が行われるように促していくことについては、今回の太陽光パネルの製造過程に限定せず、全庁的に取り組むべきものです。人権尊重ガイドラインが企業に求めるのは「人権方針の策定」「人権デューディリジェンス（人権DD）の実施」「救済の実施（救済メカニズムの構築）」のようです。都として想定される対応と、庁内の担当・推進体制についてお示しください。

## 六 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる汚職事件について

- 1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）元理事である高橋治之容疑者がスポンサー契約にかかわる受託収賄容疑で逮捕され、AOKIホールディングスの青木前会長ら3人が贈賄容疑で逮捕された8月17日以降、都が取ってきたこの汚職事件についての対応を時系列で示してください。
- 2 このような大規模な汚職事件が引き起こされた背景と原因について、都としての考えを示してください。また、都としての責任をどう考えているのかについても明らかにしてください。
- 3 都はオリンピック・パラリンピックの開催都市として、また、組織委

員会を設立した責任を踏まえて、このような大規模な汚職事件が起こった原因を徹底的に解明、検証するべきと考えます。都として、そのための独立した第三者機関を設置しませんか。

4 組織委員会が公益財団法人であることによって情報公開制度が不十分となり、運営や契約の内容がブラックボックスになったことが、今回の汚職事件の要因だと指摘されています。またスポンサー企業と関係のある人物が公益財団法人の理事となることについて制限がないことや理事個人の取引関係者に関するチェック機能がないことも公益法人制度上の問題として挙げられます。公益法人制度は法律等で定められていると思いますが、今後、このような問題が起きないように、再発防止に取り組むべきですが認識を伺います。

5 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る文書等の保管及び承継に関する条例」（「五輪文書保管条例」）第1条の「大会の開催経費等の検証を行うため」「大会に対する都民の信頼の向上を図ることを目的とする」との趣旨を踏まえて、組織委員会が作成し保存される文書を新たに情報公開の対象にすべきと考えますが、いかがですか。



令和 4 年第三回都議会定例会

## 漢人あきこ議員の文書質問に対する答弁書



## 質 問 事 項

### 一 都市計画道路小金井2路線と都市計画マスタープランについて

- 1 小金井市の新しい都市計画マスタープランでは、「長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。」とされ、小金井市長は「長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路」は「2路線を含む表現」と市議会で答弁している。他の市区町村の都市計画マスタープランで、優先整備路線に指定されている路線も含めて「検証・見直し」が明示されているケースはあるか伺う。

## 回 答

平成28年に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」では、必要性を確認した都市計画道路のうち、平成28年度から10年間で優先的に整備する路線を選定するとともに、選定しなかった都市計画道路については、「都と区市町とがそれぞれの役割の下連携して、社会経済情勢の変化や東京全体の都市づくり、地域的な課題などに的確に対応していくため、都市計画道路網について検討すること」と記載しています。

小金井市の都市計画マスタープランにも整備方針のこうした主旨が記載されていると認識しており、他の自治体でも整備方針に基づく記載が確認されています。

## 質 問 事 項

一の2 小金井市の新しい都市計画マスタープラン作成に当たって、市は2021年12月に素案のパブコメに合わせて意見照会を行っている。「都市計画道路の整備方針」に関して、都の示した修正案と、市の対応方針について伺う。

## 回 答

小金井市からの意見照会に対して、都は、「『長期にわたり事業化する時期が未定の』を『優先整備路線を除く未着手路線である』に修正」など、特別区及び小金井市を含む26市2町と協働で策定した「都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の内容と異なる点などについて、修正案を示しました。これに対して市からは、「都市計画マスタープランはおおむね20年後のまちづくりの方針であるため、現時点で優先整備路線に指定されていたとしても、将来的に長期にわたって事業化されていなければ、社会経済情勢及びまちづくりの変化などを踏まえ、検証を行う必要があると考えているため、このような記載となっています」などとの対応方針が示されています。

## 質 問 事 項

一の3 小金井市の新しい都市計画マスタープランの「都市計画道路の整備方針」についての東京都の評価について伺う。

## 回 答

令和4年8月に小金井市が策定した都市計画マスタープランのうち、

「都市計画道路の整備方針」の記述では、平成28年に策定した都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の中で優先整備路線に選定した小金井3・4・1号線、小金井3・4・11号線を市の幹線道路に位置付け、「必要な道路整備を計画的に推進する」としており、整合は図られているものと認識しています。

## 質 問 事 項

一の4 小金井市の新しい都市計画マスタープランでは「東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い」と小金井市は東京都との連携を求めているが、東京都としての対応について伺う。

## 回 答

平成28年に策定した「都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」は、都と特別区及び小金井市を含む26市2町が連携・協働で検討を進め、優先整備路線などを選定しました。

また、優先整備路線に選定しなかった都市計画道路は、都と区市町とがそれぞれの役割の下連携して、社会経済情勢の変化や東京全体の都市づくり、地域的な課題などに的確に対応するため、都市計画道路網について検討していくこととしています。

## 質 問 事 項

一の5 小金井市の新しい都市計画マスタープランでは、「整備推進」とされていた「3・4・11号線」が、「検証を行い、必要に応じて、見

直すべきものは見直していきます」となったが、これについての見解を伺う。

## 回 答

小金井 3・4・11 号線は、平成 28 年に策定した「都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」中で、平成 28 年から 10 年間で優先的に整備する路線に選定しています。

また、令和 4 年 8 月に市が策定した都市計画マスタープランには、3・4・11 号線は、市の骨格を形成する幹線道路の 1 路線として、未完成区間を計画的に推進すると記載されています。

## 質 問 事 項

### 二 個人情報保護法と地方自治について

#### 1 個人情報保護委員会の機能と権限について

ア 個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）に基づいて地方公共団体が行う事務は、地方自治法における「自治事務」と理解してよいか伺う。

## 回 答

個人情報保護法に基づいて地方公共団体が行う事務は自治事務です。

## 質 問 事 項

二の 1 のイ 都は、個人情報保護法による「個人情報保護制度の一元化」

の結果として、「個人情報保護制度全般の有権解釈権が国に帰属」すると説明しているが、個人情報保護法に基づいて地方公共団体の事務とされた事務についても、同法の解釈権は個人情報保護委員会に帰属するという趣旨か、伺う。

## 回 答

令和2年12月に内閣官房・個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースが策定・公表した「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」によれば、個人情報保護法の有権解釈権は個人情報保護委員会に一元的に帰属するとされています。

地方公共団体は、具体的な事務を実施するに際し、法令等を踏まえた解釈を行うこととなります。

## 質 問 事 項

二の1のウ 国の定める「ガイドライン」（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））は、「本ガイドラインのうち、地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言としての性格を有するものである。」としている。「性格を有する」との表現は法的には極めてあいまいなものだが、「ガイドライン」が地方自治法第245条の4の1項に定める技術的助言に該当するのかどうか、都の認識を伺う。

## 回 答

個人情報保護委員会は「個人情報の保護に関する法律についてのガイド

ライン（行政機関等編）」について、個人情報保護法に基づき、地方公共団体等を支援するために定めた具体的な指針であるとしています。

## 質 問 事 項

二の1のエ 「ガイドライン」はみずからを「技術的助言」になぞらえる一方で、「本ガイドラインの中で、『しなければならない』、『してはならない』及び『許容されない』と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある」と記している。その中には、この間、自治体が条例に基づいて進めてきた保護の仕組みに深く関わるものもあり、例えば「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」とし、定めた場合には違法となる恐れがあるとしている。個人情報保護委員会は、自治体独自の保護規定を違法であるかを見なす見解をこの他にも様々なかたちで明らかにしている。個人情報保護委員会は、自治体が個人情報の保護のために独自措置を条例上に規定することについて、その違法性・適法性を判断する権限を有しているのか。また、有しているとした場合、法のどの条文に基づいて「法違反と判断される」と主張しているのか。都の認識を伺う。

## 回 答

個人情報保護委員会は、地方公共団体が個人情報等を取り扱うに当たっての義務等に関して円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、個人情報保護法に基づき、地方公共団体に対し、必要な助言をすることが



できるとされています。

例えば、個人情報の取得については、法64条、オンライン結合等を含む利用及び提供については、法69条に規定されていることに基づいて、ガイドライン上、示されているものと認識しています。

## 質 問 事 項

二の1のオ 地方公共団体が自治事務として処理すべき事務に関し、個人情報保護委員会が「違法」性に言及するだけでなく、「してはならない」「許容されない」などと自治体を拘束しようとすることは、この「ガイドライン」の法的な位置づけのあいまいさも含め、地方自治法と地方自治の本旨に反する恐れが強いが、都としての認識を伺う。

## 回 答

地方公共団体の事務処理については、地方自治法上の関与の基本原則に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮されるものと認識しています。

個人情報保護法の改正に際して付された国会附帯決議によれば、「地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。」とされています。

## 質 問 事 項

## 二の２ 自治体独自の保護規定について

ア 都は、先に紹介した情報公開・個人情報保護審議会資料において、「条例で独自の保護措置の規定も可能だが、国に対する届出義務が課され、国は、『勧告』等により地方公共団体への関与が可能となる。」と述べている。「条例で独自の保護措置の規定」が可能であるという認識に変わりはないか。都として、この場合の「保護措置」にはどのようなものを想定しているか。個人情報保護法が条例化することを明示的に委任もしくは許容している事項以外に、個人情報の収集、外部提供、目的外利用等に関して、各自治体が規定している様々な保護措置についても、個人情報保護法のもとでも法的には可能であると都は認識していると理解してよいか、伺う。

## 回 答

国によれば、法の趣旨を踏まえ、地方公共団体が条例で必要な保護措置を定めることは可能とされています。

具体的には、個人情報の保有状況を記載した帳簿の作成や、開示請求等の手続規定のほか、法の施行に関して必要な規定を条例で定めることは、法に反しない限り妨げられないとされています。

## 質 問 事 項

二の２のイ 個人情報の利活用とそのため一般的な規範・ルール作りが求められる時代だからこそ、「自己情報コントロール権」の確立が理念的にも法的にも求められているが、この点についての都としての基本的

な認識を伺う。

## 回 答

都は、国に先駆けて自己の情報に対する開示、訂正及び利用停止の請求を具体的な権利として創設し、自己情報コントロール権に関する制度を運用してきました。今回の法改正により、これらの請求権が全地方公共団体において制度化されたものと認識しています。

## 質 問 事 項

### 三 障害者の地域生活移行について

#### 1 地域生活移行に関する基本的な姿勢、考え方について

- ア 「地域生活」とはそもそもどのようなものとして語られているか。  
「地域」、「地域生活」、「自立した地域生活」と語られる時の「自立」とは何を意味するのか。都としての基本的な認識を伺う。

## 回 答

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）は、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、必要な支援を総合的に行い、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

また、基本理念として、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けら

れることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と定めています。

#### 質 問 事 項

三の1のイ 「入所施設・精神科病院」との対比で「地域生活」が語られることが多いが、入所や入院はしていなくとも、親元で親の保護と責任の下に生活せざるを得ない多くの成人障害者が置かれた状況は「地域における自立」とは言えないが、見解を伺う。

#### 回 答

どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることが障害者総合支援法の基本理念とされています。

#### 質 問 事 項

三の2 「地域生活への移行」の取り組みについて

ア 施設入所者数とそのうち都外施設入所者の人数、及び、第四期、第五期計画期間中の福祉施設入所者の地域生活への移行についての目標と実績を伺う。

#### 回 答

障害者支援施設の定員は、令和4年4月1日現在7,642人であり、そのうち都外入所施設の都卒定員は2,905人です。

施設入所者のうち地域生活に移行する者の目標は、国の基本指針で示された基準に基づき、東京都障害福祉計画で定めており、第4期計画の目標は890人以上で実績は287人、第5期計画の目標は670人以上で実績は213人です。

## 質 問 事 項

三の2のイ 地域生活への移行が進まず、むしろ都外施設に多くの新規入所が続いていることに対する基本的な課題認識を伺う。

## 回 答

障害者支援施設への入所は、区市町村が、障害者本人や家族の意向に基づき、相談支援事業所や施設と連携して決定しています。

都は、障害者本人が希望する地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、グループホームや日中活動の場、在宅サービスの充実などの地域生活基盤を整備しています。

また、入所施設からの地域移行を促進するため、施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、障害者本人や家族への情報提供や相談支援などを行っています。

## 質 問 事 項

三の3 グループホームについて

ア グループホームは「地域居住」と言われ、地域生活への移行の柱として位置づけられてきたが、どういう点で「施設」ではなく

「居住」と位置付けられるか。障害当事者の権利、地域における自立という視点から見た、施設とグループホームの違いを伺う。

回 答

障害者グループホームは、障害者が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場です。

質 問 事 項

三の三のイ 第五期の新規整備目標2,000人定員増に対して2,799人、約4割の超過達成だが、この結果に対する評価を伺う。また、経営主体別の整備状況を伺う。第六期計画における整備目標として2,500人分の増を掲げているが、この数字の根拠を伺う。

回 答

都は、第5期期間中において、計画に掲げた障害者グループホームの整備目標を上回る整備を図りました。

この期間中に整備されたグループホームの経営主体は、多い順に、株式会社、社会福祉法人、一般社団法人などとなっています。

第6期計画では、グループホームの利用状況や整備状況等を踏まえ、前計画から500人増の2,500人を整備目標として掲げています。

質 問 事 項

三の三のウ 類型別の実績について

- a サテライト型のグループホームは2022年3月1日時点で189室となっている。第六期での目標と、サテライト型から一般住居への移行の状況を伺う。

## 回 答

都は、第6期計画で、サテライト型住居も含めて障害者グループホームの整備目標を2,500人と掲げています。

サテライト型住居を含めた障害者グループホームから自宅やアパート等への移行は、国の令和2年の社会福祉施設等調査によると全国で3,895人です。

## 質 問 事 項

三の3のウのb 都は独自に通過型グループホームを位置づけている。その趣旨と、直近での通過型の指定実績(精神、知的の内訳)を伺う。

## 回 答

都は、障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要な援助を行うとともに、単身生活への移行に向けた取組を行うため、通過型グループホームを設けています。

令和3年度末現在、239ユニットを指定しており、このうち令和3年度に指定した通過型グループホームは、主に精神障害者を対象とした8ユニットです。

## 質 問 事 項

三の三のエ グループホームにおける重度障害者の受け入れ状況について、東京都の体制強化支援事業の補助を受けているユニット数とその推移、及び当該ユニット入居者の支援区分別人数を伺う。また、第六期における重度障害者の受け入れ目標とその実現のための課題を伺う。

## 回 答

都は、第6期計画で、障害者グループホームの定員を、重度障害者を含めて2,500人増やす目標を掲げています。

重度障害者を受け入れるには体制の強化が必要であるため、国基準を上回る職員を配置するグループホームを支援しています。

その実績は、令和元年度が138ユニット、令和2年度が186ユニット、令和3年度が195ユニットであり、令和3年度の障害支援区分別の人数は、支援の度合いが最も高い区分6が386人、区分5が323人、区分4が249人、区分3が42人、区分2が13人、区分1が1人です。

## 質 問 事 項

三の三のオ 都営住宅を利用したグループホームについて

- a 整備状況（団地数、居室数）と、広がっていない理由を伺う。

## 回 答

都営住宅を活用した障害者グループホームの整備状況は、令和4年4月1日現在、10団地24戸です。



障害者グループホームの事業者は、区市町村と調整しながら、地域のニーズ等を踏まえて、支援内容や実施地域などを定めています。

なお、都営住宅の活用を希望する場合は、事業者及び区市町村が都に申出を行い、都は開設に向けた相談対応や調整等を行います。

## 質 問 事 項

三の三のオのb 都営住宅は応募倍率がきわめて高く一般の入居自体が困難な中で、どのようにグループホームのための居室を確保するのか、現時点で「使用可能な都営住宅」はどの程度、存在するのか伺う。

## 回 答

都営住宅の住戸を障害者グループホームとして活用する場合、都は、社会福祉法人等からの要請に基づき、都営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、使用可能な空き住戸を確保することとしています。

都営住宅における空き住戸数は、令和3年度末時点で、公募用住戸と事業用住戸を合わせて約3万戸程度ですが、こうした空き住戸の中から、支障のない範囲内で確保することとなります。

## 質 問 事 項

三の三のオのc 第六期での整備目標を伺う。

## 回 答

都は、第6期計画で、障害者グループホームの整備目標を2,500人としています。

## 質 問 事 項

### 三の4 一般住居での自立生活について

ア グループホームでの共同生活ではなく一般住居での自立生活を選択することも、障害の程度がどんなに重度であっても保障されるべき基本的な権利だが、都の基本的な認識を伺う。

## 回 答

障害者総合支援法では、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」が定められています。

また、東京都障害者・障害児施策推進計画でも、「障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指しており、地域生活基盤の整備を進めています。

## 質 問 事 項

### 三の4のイ 地域生活への移行を促進するために新たに給付化された地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助について

a 地域移行支援、地域定着支援は、親元からの自立の場合も利用できるか。それぞれの給付実績とその評価、第六期での

目標を伺う。

回 答

地域移行支援の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者等です。

地域定着支援の対象者は、居宅において単身等で生活する障害者であり、家族との同居から一人暮らしに移行した場合も利用可能です。

令和3年度の月平均利用者数の見込みと実績は、地域移行支援がそれぞれ178人と104人、地域定着支援がそれぞれ339人と329人であり、いずれも申請に基づき給付されています。

質 問 事 項

三の4のイのb 自立生活援助利用者は2021年4月で221人、2022年4月が225人となっている。このうち知的障害者は何人か伺う。

回 答

自立生活援助の利用者のうち、知的障害者は、令和3年4月が33人、令和4年4月が31人です。

質 問 事 項

三の4のウ 特に重度の障害者の地域生活を支える柱となる給付の一つである重度訪問介護について、利用者数とその推移、そのうち知的障害のある利用者の人数を伺う。

## 回 答

重度訪問介護の利用者数は、区市町村から都への報告によると、令和3年3月が2,013人、令和4年3月が2,033人です。

また、知的障害者の重度訪問介護の利用者数は、東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによると、令和3年3月が113人、令和4年3月が115人です。

## 質 問 事 項

三の4のエ 地域生活支援拠点を整備済みの自治体数とそのうち多機能拠点型を整備している自治体数について伺う。

## 回 答

地域生活支援拠点を整備した区市町村は、令和4年4月1日現在28であり、そのうち、多機能拠点整備型が2、多機能拠点整備型と面的整備型との併用が6です。

## 質 問 事 項

三の5 パーソナル・アシスタント制度について

ア いわゆる「パーソナル・アシスタント制度」に関する議論が広がりつつある。都としての基本的な認識と評価を伺う。

## 回 答

国における、平成23年の障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言や平成27年の社会保障審議会障害者部会の報告書に、パーソナルアシスタンスの記載があったことは認識しています。

## 質 問 事 項

三の5のイ 障害者施策推進区市町村包括補助事業の中で障害者（児）に対する介護人派遣等に係る事業を実施している都内自治体数と補助実績、及び実際の事業の状況について、いくつか例を伺う。

## 回 答

都の障害者施策推進区市町村包括補助事業を活用し、障害者（児）に対する介護人派遣等に係る事業を実施している自治体は、令和3年度に7区市あり、補助額は1億374万円です。

具体的な事業例としては、障害福祉サービスの利用が困難な場合等に、障害者自身が介護人を推薦し、地域の介護力を活用する事業や、在宅の障害者（児）が保護者の疾病等により一時的に日常生活で支障がある場合に、介護人を派遣する事業などです。

## 質 問 事 項

四 パートナーシップ制度と第二期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について

### 1 パートナーシップ制度について

ア パートナーシップ関係の証明に「知事への宣誓」というハードル

を課すべきではなく、届出で十分ではないか。届出のみによるパートナーシップ制度としてはどうか、見解を伺う。

#### 回 答

パートナーシップ宣誓制度では、パートナーシップ関係にある二人の意思を宣誓という形で行政として確認することとしており、行政機関の長である知事に対して宣誓、届出を求めています。

#### 質 問 事 項

四の1のイ 異性間の事実婚も含む、生きづらさや困難を抱える人に対象を広げてはどうか、見解を伺う。

#### 回 答

本制度は、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、性的マイノリティの方々のパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、性的マイノリティの方を対象とした制度として構築しています。

#### 質 問 事 項

四の1のウ 子どもの名前を記載するだけでなく、希望があれば子どもも含む家族関係を証明するファミリーシップ制度とする方向性を検討課題としてはどうか、見解を伺う。

## 回 答

本制度は、関係法令との整合性を踏まえ、婚姻制度とは異なるものとして、パートナーシップ関係にある二者からの宣誓に係る届出を受理したことを証明する制度として、構築しています。

なお、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、受理証明書の特記事項欄に子供の名前を記載できることとしています。

## 質 問 事 項

四の1のエ オンライン手続きを原則とした制度としているが、窓口での手続きを積極的に希望する場合もある。オンラインか対面かを申請者が選択できる制度としてはどうか、見解を伺う。

## 回 答

本制度は、アウトティングへの対策を講じる観点などから、オンラインで手続きが完結する仕組みを導入しています。

パソコンやスマートフォンなどの機器類をお持ちでない場合など、オンラインによる手続きが困難な方については、対面での手続きを可能としています。

## 質 問 事 項

四の1のオ 先行実施自治体（都内基礎自治体および都外基礎自治体と道府県）との連携を積極的に図り、広域的な取り組みとしていくことが重要であるが、現状と今後の方針について伺う。

## 回 答

制度を導入している都内自治体とは、証明書の相互活用を図るとともに、未導入の都内自治体とは、都の受理証明書を活用して行政サービスが提供されるよう協議を重ねています。

都外自治体とは、証明書のより有効な活用に向けて情報交換を行っています。

## 質 問 事 項

四の２ 第二期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について

ア パブリックコメントの実施など、策定までのスケジュールを伺う。

## 回 答

第二期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画については、今後、計画案を公表するとともに、パブリックコメントを実施し、広く都民等のご意見を伺った上で、年度内を目途に策定する予定です。

## 質 問 事 項

四の２のイ ９月８日第10回人権施策に関する専門家会議の資料「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画に掲げる施策等の取組状況」について

a 事業者向け研修の受講団体は203団体と報告されているが、



「LGBTフレンドリー宣言」事業所は20しかない。パートナーシップ制度の施行に伴い、具体的な連携・協力を求めることも含めて宣言事業所の積極的な拡大をめざすべきだが、見解を伺う。

## 回 答

都では、民間事業者の人事・採用担当者等を対象とした無料研修を実施し、受講企業自らが「LGBTフレンドリー宣言」を行う取組を進めており、引き続き、民間事業者の主体的な取組を促していきます。

## 質 問 事 項

四の2のイのb 教職員向け指導資料「人権教育プログラム」には、今年4月から「混合名簿」への見直しが明記された。具体的な配慮事例として取り組み状況および第二期計画に掲載してはどうか、見解を伺う。

## 回 答

第二期性自認及び性的指向に関する基本計画の内容については、現在各局と調整を行っております。

## 質 問 事 項

四の2のウ 第一期計画策定時から、性的指向を理由とする人権侵害の救済のための専門機関の設置が求められてきたが、次期計画に向けた取組の方向性にも含まれていないのはなぜか伺う。

## 回 答

都では、当事者等からの相談窓口を設置するとともに、相談内容に応じて、人権侵犯事件の調査、救済を行う権限をもつ東京法務局を紹介するなど、関係機関と連携して、適切に対応しています。

## 質 問 事 項

四の2のエ 人権尊重条例は、東京2020オリンピック大会を契機につくられたが、人権尊重の理念は、本来、国際人権章典及び日本国憲法に基づいて定められるべきものである。条例名および目的について見直し、「人権尊重の理念の実現を目指す条例」とすることを検討課題としてはどうか、見解を伺う。

## 回 答

人権尊重条例は、東京2020大会開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的としています。

今後も、本条例に基づき、多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重される都市・東京を目指していきます。

## 質 問 事 項

四の2のオ 性的マイノリティへの配慮から不要な性別欄をなくす方向性にあるが、一方で、性別など属性による差別を是正する政策に生かすた

め必要なデータを取得するための性別欄は必要であるが、性別欄のあり方についての方針を伺う。

## 回 答

都では、行政手続等における性別欄の記載について、個々の施策の目的等を踏まえながら、特別な理由のないものについては廃止すること、記載が必要なものについても、可能な場合には、自由記述とすることや男性・女性以外の選択肢を設けることなどに努めています。

## 質 問 事 項

五 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて

- 1 太陽光パネルの製造過程に関して、人権尊重ガイドラインを踏まえた事業活動の推進として、都は具体的にどのようなことを行うか、伺う。

## 回 答

都は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、太陽光パネルメーカーに対して、業界団体と連携して、継続してヒアリングや意見交換を行い、各メーカーの適正な取組と情報公開を促してまいります。

## 質 問 事 項

五の２ 人権尊重ガイドラインが企業に求めるのは「人権方針の策定」「人権デューデリジェンス（人権DD）の実施」「救済の実施（救済メカニズムの構築）」である。都として想定される対応と、庁内の担当・推進体制について伺う。

## 回 答

都は、東京都人権プラザにおいて、「ビジネスと人権」をテーマとする、企業等の人権教育・啓発リーダー向けセミナーを開催し、その記録動画を現在もYouTube上で配信しています。

企業における人権を尊重した事業活動の推進については、今回策定された国のガイドラインも踏まえ、各局の事業の中で適切に対応していきます。

## 質 問 事 項

六 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる汚職事件について

- 1 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）元理事である高橋治之容疑者がスポンサー契約にかかわる受託収賄容疑で逮捕され、AOKIホールディングスの青木前会長ら3人が贈賄容疑で逮捕された8月17日以降、都が取ってきたこの汚職事件についての対応を時系列で伺う。

## 回 答

都は、組織委員会の清算法人に対し、規程等に則り契約手続が行われていたこと等を確認するとともに、捜査に全面的に協力するよう伝えてきま

した。

#### 質 問 事 項

六の２ このような大規模な汚職事件が引き起こされた背景と原因について、都としての考えを伺う。また、都としての責任をどう考えているのかについても伺う。

#### 回 答

本件は捜査中の案件であり、引き続き、組織委員会の清算法人に対して、捜査に全面的に協力するよう求めています。

#### 質 問 事 項

六の３ 都はオリンピック・パラリンピックの開催都市として、また、組織委員会を設立した責任を踏まえて、このような大規模な汚職事件が起こった原因を徹底的に解明、検証するべきであるが、都として、そのための独立した第三者機関を設置してはどうか、見解を伺う。

#### 回 答

本件は捜査中の案件であり、引き続き、組織委員会の清算法人に対して、捜査に全面的に協力するよう求めています。

#### 質 問 事 項

六の４ 組織委員会が公益財団法人であることによって情報公開制度が不十分となり、運営や契約の内容がブラックボックスになったことが、今回の汚職事件の要因だと指摘されている。また、スポンサー企業と関係のある人物が公益財団法人の理事となることについて制限がないことや、理事個人の取引関係者に関するチェック機能がないことも公益法人制度上の問題として挙げられる。今後、このような問題が起きないように、再発防止に取り組むべきだが認識を伺う。

## 回 答

公益法人制度においては、国民に対して法人の事業運営の透明性を確保し、その説明責任を果たす観点から、公益法人が情報開示を行うとともに、セルフガバナンスを確立することが認定法及び法人法で規定されています。

国において、公益法人の自律的ガバナンス強化等の論点を含めた制度の見直しが検討されており、都として、今後も国の動きを注視していきます。

## 質 問 事 項

六の５ 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る文書等の保管及び承継に関する条例」（「五輪文書保管条例」）第1条の「大会の開催経費等の検証を行うため」「大会に対する都民の信頼の向上を図ることを目的とする」との趣旨を踏まえて、組織委員会が作成し保存される文書を新たに情報公開の対象にすべきと考えるが、見解を伺う。

## 回 答

組織委員会が作成・受領し、用いた文書は、関係法令に基づき清算人が

保存する文書と、アーカイブ文書に分けられます。

アーカイブ文書のうち、都が管理することとなった文書は、一般への公開を行っています。

清算人保存文書は、その対象外です。

